

25.7.17 受領

平成25年7月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 寺田 真也

平成25年(ハ)第38号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成25年6月28日

判 決

山口市 [redacted]

原 告 [redacted] こと [redacted]

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

横浜市 [redacted]

被 告

ライフカード株式会社

同代表者代表取締役

[redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、19万5865円及びこれに対する平成25年1月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 本判決の第1項は、本判決が被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、被告が19万円の担保を供するときは、上記の仮執行を免れることができる。

事実及び理由

第1 請求

主文第1項と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、貸金業者である被告（被告が権利義務を承継した会社を含む。以下同じ。）に対し、金銭消費貸借取引においてした弁済につき、利息制限法所定の制限利率を超える利息を付して弁済したことにより過払金が生じ、かつ、被告は民法704条にいう悪意の受益者であるとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び過払金に対する民法704条前段所定の利息の支払を求める事案である。

2 前提となる事実（裁判所に顕著な事実，当事者間に争いのない事実，末尾括弧内に記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

① 被告は，貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律）3条所定の登録を受けた貸金業者であり，原告はその顧客である（弁論の全趣旨）。

② 原告は，被告との間で，金銭消費貸借基本契約に基づいて，平成18年8月24日から平成24年10月3日まで，別紙計算書の「年月日」欄，「貸付金」欄及び「支払金」欄記載のとおり，継続的に金銭の借入れと弁済を繰り返した（以下，この取引を「本件取引」という。）（甲1，弁論の全趣旨）。

③ 原告は，本件取引において，被告に対し，利息制限法所定の制限利率を超える約定利率による利息の支払をした（弁論の全趣旨）。

④ 原告は，被告に対し，平成25年1月29日現在で，6万9773円の立替金債務を負っていた（甲1，弁論の全趣旨）。

⑤ 原告は，平成25年2月25日被告に送達された本件訴状によって，原告の被告に対する本件過払金債権と前記④の立替金債務とを，相殺適状日を平成25年1月29日として対当額で相殺するとの意思表示をした（顕著な事実）。

3 被告の主張（被告は悪意の受益者に該当しないとの主張）

被告は，貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のものを指す。以下同じ。）17条1項，18条1項所定の書面を交付する態勢を常に整備した上で，これらの書面を顧客に交付しており，同法17条1項，18条1項所定の書面交付の不備を理由に行政処分を受けたことはなかったこと等から，本件取引においても，利息制限法所定の制限を超える利息を債務の弁済として受領するにつき貸金業法43条1項の適用があると認識しており，かつ，そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。したがって，被告は，過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当しない。

第3 当裁判所の判断

1 被告の主張について

金銭を目的とする消費貸借において利息制限法所定の制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分について無効である。貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができる」とされているが、このような法の趣旨からすると、貸金業者は、同項の適用のない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は、不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が利息制限法所定の制限を超える利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決参照）。

これを本件についてみると、被告は、利息制限法所定の制限を超える利息の受領に際し貸金業法43条1項所定の要件を満たしたことについて、本件取引に関して立証していないから、民法704条の悪意の受益者であるとの推定を受けるものであるところ、この推定を覆す特段の事情について、前記第2の3のとおり主張しているものの、本件取引に関して具体的な事実を主張立証していないから、上記の特段の事情があったと認定することはできない。そうすると、被告は、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当するといえるべきである。

2 結論

以上を前提に、本件取引について利息制限法所定の制限内で引き直し計算をすると、別紙計算書のとおりとなるところ、原告は、前記第2の2⑤のとおり相殺の意思表示をしたので、別紙計算書の平成25年1月29日の欄に記載のとおり、原告の被告に対する本件過払金債権と前記④の立替金債務とを、相殺適状日を平成25年1月29日として対当額（過払金利息1万2931円と4019円及び

過払金5万2823円の合計6万9773円と立替金債務6万9773円)で相殺する。そうすると、同日現在で、過払金が19万5865円生じているから、原告の請求はすべて理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

山 口 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 濱 崎 裕

これは正本である。

平成25年7月16日

山口簡易裁判所

裁判所書記官 寺 田 真 也

